

問い合わせ先

第五管区海上保安本部警備救難部

刑事課長 榊原輝重

078-391-6551(内線 3170)



平成29年1月25日

第五管区海上保安本部

平成28年における海上犯罪の送致状況（速報値）

1 第五管区海上保安本部では、

- ・ マリンレジャーに伴う海事関係法令違反
- ・ 悪質常習化している密漁事犯
- ・ 汚水や油等の海域への違法排出といった海上環境事犯
- ・ 薬物・銃器の密輸入事犯、密出入国事犯

に重点を置いた指導・取締りを実施した結果、平成28年中に

707件（前年比 - 89件） 542人（前年比 - 76人）

の海上犯罪を送致しました。

2 法令別では、海事関係法令違反が351件と全体の約半数を占めており、前年と比較して**6件の減少**とほぼ横ばいの件数となっています。

また、漁業権侵害や無許可操業などの漁業関係法令違反は162件、船舶の衝突、乗揚げといった海難事件等の刑法犯は108件、油排出事件等の海上環境関係法令違反は77件となっています。

送致状況の内訳は「別紙1」及び「別紙2」、送致件数の推移等は「別紙3」のとおりです。

3 第五管区海上保安本部では、平成29年においても、引き続き、巡視船艇・航空機によるパトロールを強化するとともに、関係機関等との連携や協力を行いながら、海上犯罪の監視取締りに万全を期します。

平成28年の送致内容

送 致 内 容		27年件数	28年件数	増減
海事関係法令	船舶安全法違反	152	162	10
	船舶職員及び小型船舶操縦者法違反	81	59	-22
	その他の海事関係法令違反	124	130	6
	小 計	357	351	-6
刑 法 犯	過失往来危険罪	74	79	5
	その他の刑法犯	49	29	-20
	小 計	123	108	-15
海上環境法令	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反	45	48	3
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反	3	4	1
	水質汚濁防止法違反	0	2	2
	その他の環境関係法令違反	8	23	15
	小 計	56	77	21
漁業関係法令	漁業権侵害、無許可操業、許可内容違反等	251	162	-89
薬物・銃器法令	銃砲刀剣類所持等取締法・覚せい剤取締法違反等	0	1	1
出入国法令	出入国管理及び難民認定法違反等	2	0	-2
その他の法令	電波法違反等	7	8	1
合 計		796	707	-89

送致件数 7 0 7 件の法令別内訳は、多い順から

・ 海事関係法令違反	3 5 1 件 (全体の約 5 0 %)
・ 漁業関係法令違反	1 6 2 件 (全体の約 2 3 %)
・ 刑法犯	1 0 8 件 (全体の約 1 5 %)
・ 海上環境法令違反	7 7 件 (全体の約 1 1 %)
・ 電波法違反等その他の法令違反	8 件 (全体の約 1 %)
・ 薬物・銃器関係法令違反	1 件

となっています。

海事関係法令違反 (3 5 1 件、前年 3 5 7 件) の送致状況については、前年と比較して 6 件の減少とほぼ横ばいとなっています。違反の傾向としては、小型船舶操縦者の無資格航行等 (5 8 件) や、船舶検査に関する違反 (7 1 件) が 1 2 9 件と最も多く、全体の約 3 7 パーセントを占めています。

漁業関係法令違反 (1 6 2 件、前年 2 5 1 件) の送致状況については、前年に比べて 8 9 件減少しています。違反の傾向としては、最も多い漁業権侵害が 3 8 件と全体の 2 8 % を占めていますが、前年と比較すると 6 3 件の減少となっています。

刑法犯 (1 0 8 件、前年 1 2 3 件) の送致状況については、前年に比べて 1 4 件減少しています。違反の傾向としては、船舶の衝突や乗揚げによる業務上過失往来危険罪が 7 9 件、船舶乗船者等の死傷を伴う業務上過失致死傷罪が 1 8 件となっています。

海上環境関係法令違反 (7 7 件、前年 5 6 件) の送致状況については、前年に比べて 2 1 件増加しています。違反の傾向としては、必要な措置をせずに船舶から散乱する積荷を揚げ降ろしする脱落防止措置義務違反が 2 0 件となり、前年に比べて 1 3 件増加しています。

薬物・銃器・出入国関係法令違反 (1 件、前年 2 件) の送致状況については、貨物船船長が船内で日本刀を不法所持していた、銃砲刀剣類所持等取締法違反 1 件のみでした。

注目すべき事案

【漁業関係法令違反】

潜水器密漁事件

平成 28 年 2 月、淡路島沿岸海域において、漁船及び潜水器を使用して県が定める操業時間外に潜水器密漁を行っていた被疑者 4 名を神戸海上保安部において逮捕の上捜査した結果、過去 2 年間にわたり潜水器漁具を使用してなまこ等を違法に採捕し、約 1 億 9,000 万円の利益を得ていた事実を特定したものです。



使用漁船



使用漁具

【刑法犯】

岸壁への衝突沈没事故



平成 28 年 8 月 6 日、12 名が乗船したプレジャーボート（18 トン）が阪神港神戸区内で開催された「みなとこうべ海上花火大会」を海上から観覧後、速力約 19 ノットで南下中に神戸第一防波堤の北側ほぼ中央部に衝突、同船は現場付近海域に沈没するとともに、乗船者 8 名が負傷したもので、神戸海上保安部において捜査した結果、操船者が自船位置を把握しないまま航行したことが事故原因であると特定したものです。

【海上環境法令違反】

カンボジア籍貨物船からの廃棄物不法投棄事犯

平成28年3月4日、和歌山県有田市沖合いの紀伊水道を哨戒中の関西空港海上保安航空基地所属航空機が、北上するカンボジア籍貨物船左舷中央甲板上から作業員4名が黒色砂状のものをスコップで海上に投棄しているのを現認し、和歌山海上保安部において捜査した結果、同船甲板長が甲板員等3名を指揮し、鉱石くず31.2キログラムを海域に不法投棄した事実を特定したものです。



カンボジア籍貨物船



投棄状況

○ 産業廃棄物中間処理業者による鉱さい・汚泥等不法投棄事件



廃棄物を運搬した砂利採取運搬船

平成27年11月から大阪府警察本部と大阪海上保安監部が、大阪市内の産業廃棄物中間処理業者が産業廃棄物である「鉱さい」と「汚泥等」を何ら適正処理せずに混合し、船舶を用いて他県に海上運搬の上不法投棄しているという事案について内偵捜査を開始し、平成28年3月17日には、大阪府警察

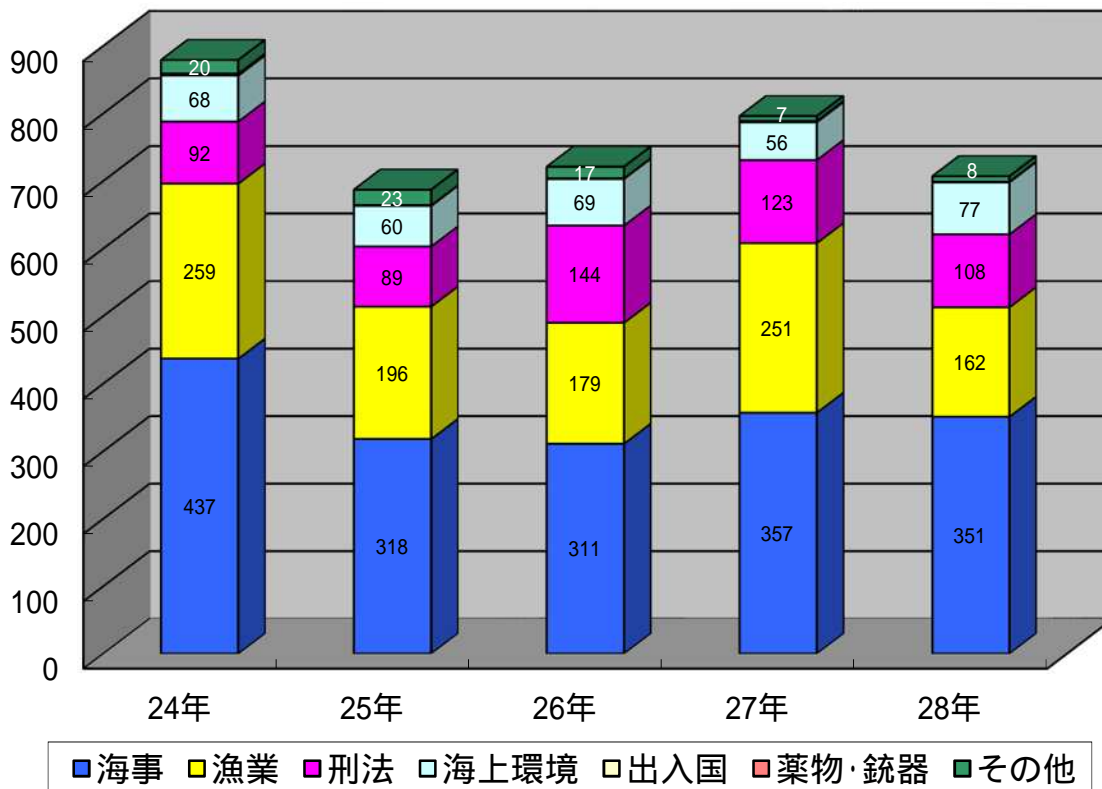
本部、岡山県警察本部と第五管区海上保安本部が合同捜査に関する協定を締結し、一連の捜査の過程において廃棄物を運搬する砂利採取運搬船を当庁巡視艇及び航空機により追尾するなどして、その搬送経路と投棄状況を明らかにし、約3万1,668立方メートルの鉱さい等を投棄していた事実を特定したものです。

○ 水産物加工業者による汚水不法排出事件

平成 28 年 6 月、匿名者から高知港内浦戸湾に所在する水産物加工業者の工場から汚水が排出されているとの通報を受け、高知海上保安部において捜査に着手し、同工場から水質汚濁防止法に定められた排出基準に適合しない汚水が排出されていることを確認したことから、同年 11 月 15 日に同工場に対する強制捜査に着手、同社代表取締役及び製造責任者を被疑者として検挙したもので、平成 14 年に同工場が現在地に移転後、排水の処理施設を設置するには多額の資金が必要となることから同施設を設置することなく、製造工程で発生する汚水を海域に不法排出していた事実を特定したものです。



罪種別送致件数の推移(過去5年)



区分	海事	漁業	刑法	海上環境	出入国	薬物・銃器	その他	計
24年	437	259	92	68	1	2	20	879
25年	318	196	89	60	0	1	23	687
26年	311	179	144	69	0	1	17	721
27年	357	251	123	56	2	0	7	796
28年	351	162	108	77	0	1	8	707

平成28年 法令別送致件数構成比

